

★

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（規則第七号）（業務プロセス改革課）

一 制定の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部が改正されたことに伴い、同条例の施行に関し必要な事項を定めた。

二 規則の内容

個人番号の利用に係る県独自の事務を次のとおり定めた。

- 1 私立の高等学校等の生徒の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減するための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 2 高等学校等を退学した後に、私立の高等学校等に入学した生徒に対する補助金の交付に関する次に掲げる事務
  - (一) 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - (二) 生徒の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 3 国公立の高等学校等の生徒の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減するための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 4 高等学校等を退学した後に、公立の高等学校等に入学した生徒に対する補助金の交付に関する次に掲げる事務
  - (一) 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - (二) 生徒の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 5 県又は県内市町の設置する特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等に対して支弁する特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務
- 6 県立高等学校の授業料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 7 県立の中学校の生徒の保護者に対する学校給食費の援助の認定に関する事務

三 施行期日

平成二十八年三月二十四日